

環境経営レポート

＜令和 7 年度＞

対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

発行日：令和 8 年 5 月 20 日

一般社団法人土壌環境センター

目 次

はじめに

- 1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日
- 2 環境経営方針
- 3 環境経営目標とその実績・取組結果
- 4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価及び次年度の取組内容
- 5 実施体制の評価及び見直し
- 6 次年度の環境経営目標
- 7 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、
訴訟等の有無
- 8 会長の全体評価と見直しの結果

はじめに

土壌環境センターは、職員への研修等の諸準備を経て、平成 22 年 10 月 1 日からエコアクション 21（以下、「EA21」という。）の認証取得に向けて活動を開始し、平成 23 年 3 月 31 日に認証を取得しました。令和元年度からは「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」に基づいて EA21 を実施しており、令和 7 年度は第 4 期目となる中期計画の初年度となります。その活動と結果について、このレポートにとりまとめました。

1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

一般社団法人土壌環境センター（以下、「センター」という。）は、平成 8 年 4 月 1 日に社団法人として発足し、平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行しました。事務所は 1 か所で、土壌・地下水汚染に関する情報収集や調査検討等さまざまな事業活動を行っていますが、業務としてはいわゆる一般事務ですので、有害物質の使用はなく、多量の汚染物質を排出することはありません。

(1) 事業所名及び代表者氏名

一般社団法人土壌環境センター
会長 山下 芳浩

(2) 所在地

東京都千代田区麹町 4 丁目 5 番地 KS ビル 3 階

(3) 環境管理責任者及び環境管理事務局長の氏名

環境管理責任者：副会長 早水 輝好
環境管理事務局長：総務部長 久保田 譲
環境管理事務局員：総務部 大内 薫
技術部 木下 裕正

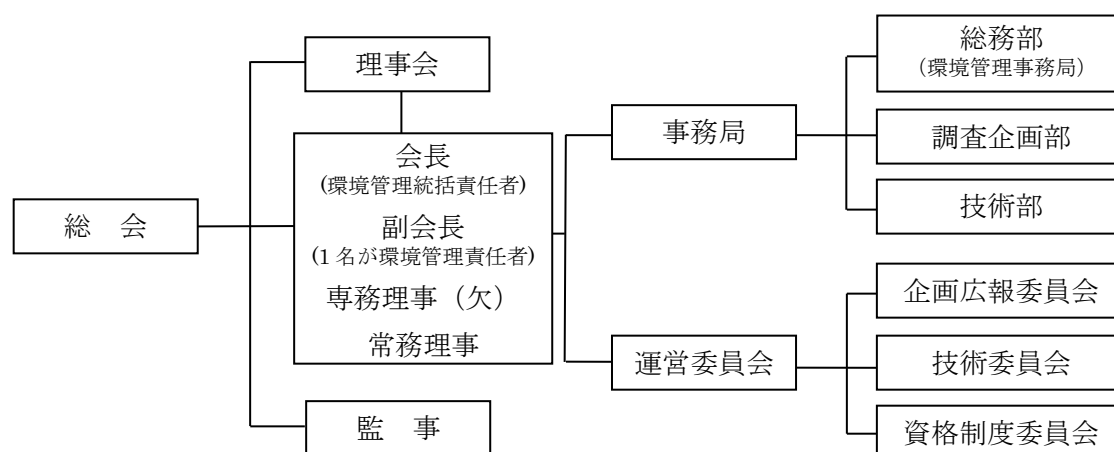
(4) 事業活動の内容

- 1) 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集及び提供
- 2) 土壌・地下水汚染対策に係る技術についての調査検討
- 3) 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー等の開催及び関連図書の発行
- 4) 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度の運営

(5) 事業の規模

総従業員数	12 名 (令和 7 年 4 月 1 日)
委員会数等	6 委員会 16 部会 8WG 等委員のべ 328 人 (令和 7 年 4 月 1 日)
事務所の床面積	319 m ² (会議室スペースを含む。)
事業活動支出費	257 百万円 (令和 7 年度)

(6) 組織図



【 上記のほか、表示していませんが「委員長連絡会議」があります。また、「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の「主催者会議」等の事務局を務めています。 】

具体的な実施体制は次ページのようになっています。

(7) 対象範囲

全組織・全活動（センターが 4 学会と共催し事務局をしている「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を含みます。）を対象としています。

(8) レポートの対象期間及び発行日

対象期間： 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
発行日： 令和 8 年 5 月 20 日

実施体制／令和7年度

令和7年3月19日 土環第25031901号

環境管理統括責任者
会長 山下芳浩
・課題とチャンスの整理、明確化
・環境経営方針、目標、計画の決定
・実施体制の構築と周知
・EA21のための経営資源の用意
・取組状況の評価と方針等の見直し
・環境経営レポートの決定

役職名	
役職名	人数
会長	1
副会長	1
職員	11
合計	13

(注)人数は4月1日時点

委員会・部会・WG等
6委員会の下に16部会8WG等
委員等は合計のべ328名
(注)人数は4月1日時点

環境管理責任者
副会長 早水輝好
・環境経営方針、目標、計画の策定
・EA21システムの実行及び維持管理
・実施結果の統括責任者への報告
・外部からの苦情・要望処置への対応
・是正処置策定
・環境経営レポートの策定
・その他特命事項

環境管理事務局
環境管理事務局長 久保田 護
事務局員 大内 薫
・環境経営目標・環境経営計画のとりまとめ
・環境への負荷チェックのとりまとめ
・環境への取組チェックとりまとめ
・環境関連法規の遵守状況のとりまとめ
・環境教育・訓練計画作成及び結果のとりまとめ
・緊急事態想定とりまとめ及び結果のとりまとめ
・苦情・予防処置、是正処置とりまとめ
・環境経営レポートのとりまとめ
・EA21関連文書類の保管
・その他特命事項

調査企画部				
総務部	企画広報	資格制度	技術部	研究集会事務局
運営委員会 委員長連絡会議	企画広報委員会	資格制度委員会	技術委員会	主催者会議他
部長	部長	部長	部長	事務局長
＜各部・研究集会事務局共通＞				
・環境経営目標・環境経営計画とりまとめへの協力				
・環境経営目標・環境経営計画の実施				
・環境への負荷チェック及び取組チェックへの協力				
・環境管理事務局が実施する環境教育・訓練等への参加				
・緊急事態想定・苦情・予防処置、是正処置とりまとめへの協力				
・環境経営レポートとりまとめへの協力				
・その他環境管理事務局からの要請への協力				

(注)委員会等については、各担当部長・事務局長がとりまとめを行う。

2 環境経営方針

■基本理念

一般社団法人土壌環境センターは、土壌・地下水汚染対策について対策技術の向上、知見の充実、知識の普及等を進めることにより、土壌・地下水汚染の回復の推進を図り、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資するという設立目的に則り、環境負荷の低減など持続可能な社会の発展と調和した環境経営の継続的改善に努めます。

■基本方針

- 1 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集に努め、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 2 土壌・地下水汚染対策に係る技術について、実態を把握し、調査を行い、取りまとめた上で、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 3 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー、講習会、研究集会等を開催するほか、関連する図書の発行を行い、広く知識の普及に努めます。また、これらについては、必要に応じ他機関と協力して進めます。
- 4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を運営し、この分野における人材を育成するとともに、適切なフォローアップを行うよう努めます。
- 5 事業活動に伴うエネルギーと資源の使用量の削減に努めます。特に電力、コピー用紙、上水の使用量の削減に努めます。
- 6 廃棄物の発生量の抑制に努め、リサイクルを促進します。
- 7 グリーン購入により環境配慮物品を調達するよう努めます。また、報告書等の作成には再生紙を使用するよう努めます。
- 8 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守します。
- 9 環境経営方針等を全職員へ周知します。

令和 7 年 3 月 19 日

一般社団法人土壌環境センター

会長 山 下 芳 浩

3 環境経営目標とその実績・取組結果

(1) 中期目標とその実績

電力使用量、コピー用紙使用量、文具品のグリーン購入、事務機器のグリーン購入等及び報告書等のグリーン化について、中期目標を次のとおり定めています。

現在の中期目標は令和 7 年 3 月に定めた第 4 期の中期目標ですが、現在センターが入居しているビルでは正確な上水使用量が測定できないため、これまでと同様に上水使用量の目標値は定めていません。

項目		令和 5・6 年度 (平均値) (基準年)	中期目標／実績				
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
電力使用量	目標		基準年度と同程度（極力これを下回る）				
		25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh
	実績	25, 294kWh	26, 052kWh				
(参考※) CO ₂ 排出量	目標		11, 458kg	11, 458kg	11, 458kg	11, 458kg	11, 458kg
	実績	11, 458kg	11, 802kg				
コピー用紙 使用量	目標		基準年度と同程度（極力これを下回る）				
		783kg	783kg	783kg	783kg	783kg	783kg
	実績	783kg	597kg				
文具品のグ リーン購入	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%	100%	100%	100%	100%
事務用機器 のグリーン 購入等	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%	100%	100%	100%	100%
報告書等の グリーン化	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%	100%	100%	100%	100%

※CO₂ 排出係数 0. 453 kg-CO₂/kWh (UNIVERGY(株)・令和 6 年 7 月現在)

(2) 令和 7 年度の環境経営目標とその実績

令和 7 年度の環境経営目標とその実績及び評価は次のとおりです。このうち 1 から 5 はセンターの事業であり毎年度内容が変わるため、中期目標には含めていません。

環境目標	実績	評価
1 「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」をとりまとめ公表する。	令和 7 年 10 月 27 日にセンターホームページ及び環境省記者クラブを通じて「令和 6 年度土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」を公表した。	○
2 土壌・地下水汚染対策に係る技術等について、技術委員会のもとで以下の部会・分科会が調査・検討を行い、取りまとめ、その成果をセンター会員又は一般に公表する。 ・ PFOS 等およびその前駆体を対象にした土壌・地下水汚染の挙動評価に関する検討部会 ・ 土壌・地下水汚染に関する合理的な対応方法の活用および普及検討部会 ・ ISO/TC190 検討部会 ・ 土壌汚染の除去等の措置の適用可能性試験に関する調査・検討部会（第 2 期） ・ 技術実態集計分科会 ・ 技術標準化分科会	・ 令和 6 年度の調査検討結果を 5 月に報告書として取りまとめ、会員企業に配付した。また、その成果を、6 月に開催された「第 30 回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」及び 8 月に開催された「令和 6 年度調査研究成果発表会」で発表した。 ・ 6 月以降、令和 6 年度に引き続き、以下の部会、分科会において調査検討を実施した。 ・ PFOS 等およびその前駆体を対象にした土壌・地下水汚染の挙動評価に関する検討部会 ・ 土壌・地下水汚染に関する合理的な対応方法の活用および普及検討事業 ・ ISO/TC190 検討部会 ・ 土壌汚染の除去等の措置の適用可能性試験に関する調査・検討部会（第 2 期） ・ 技術実態集計分科会 ・ 技術標準化分科会	○

環境目標	実績	評価
3 土壌・地下水汚染対策に関する知識の普及を以下のとおり進める。 ・ 各種セミナーを開催する。 ・ 「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の事務局を務め、開催する。 ・ 上記のセミナー、研究集会及びその他の知識の普及については、必要に応じ他機関と協力して進める。 ・ 上記のセミナー及び研究集会については環境に配慮しつつ実施する。	・ 「第 30 回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を関連 4 学会との共催により令和 7 年 6 月 25 日～26 日に京都大学で開催した。 ・ 環境省の「PFOS 等の濃度低減のための対策技術の実証事業」の公募に係る会員向けセミナーを 5 月 9 日にオンラインで開催した。 ・ 新人向けのガイドライン基礎セミナーを 7 月 31 日と 8 月 6 日に外部会議室と WEB とのハイブリッド形式で開催した。 ・ エコシステム花岡株式会社・松峰工場（秋田県大館市）の汚染土壌処理施設と処分場の見学会を 10 月 3 日に実施した。 ・ 「土壌地下水汚染対策・盛土残土規制セミナー」を令和 8 年 2 月 18 日にハイブリッド形式で開催した。 ・ 他機関との協力については、研究集会について他の学術系 4 団体と幹事会等で協力して準備・運営したほか、（一社）産業環境管理協会とセミナーや資格制度に関する PR についての相互協力を進めた。 ・ 上記については、WEB による参加申込、現地開催の場合の機材輸送に再利用できるコンテナの使用、資料の WEB 配付、発生ゴミの分別収集等の環境配慮の取組を行った。	○

環境目標		実績	評価
4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を以下のとおり実施する。 ・土壌環境監理士：資格認定試験 ・土壌環境保全士：講習・認定試験及び資格更新のためのリフレッシュ講習 ・土壌環境リスク管理者：講習・認定試験及び知識・技術水準向上のためのレベルアップ講習 ・上記の講習・認定試験については環境に配慮しつつ実施する。		・第 25 回土壌環境監理士資格認定試験（筆記試験 9 月 6 日、面接試験 11 月 15 日）を実施した。 ・第 44 回土壌環境保全士講習会を 2 月 19 日～21 日に外部会議室で実施した。 ・土壌環境保全士リフレッシュ講習会（第 65 回、第 66 回及び第 67 回）をオンデマンド方式の WEB 講習として実施した。 ・第 39 回土壌環境リスク管理者講習会を 6 月 10・11 日に外部会議室で実施した。また、第 17 回土壌環境リスク管理者レベルアップ講習会を 11 月 12 日に外部会議室で実施した。 ・上記の講習・認定試験については、WEB による参加申込、現地開催の場合の機材輸送に再利用できるコンテナの使用、配付資料への再生紙の使用、発生ゴミの分別収集等の環境配慮の取組を行った。	○
5 令和 5 年に取りまとめられた「土壌環境センターの今後の事業・活動の在り方について」の懇談会報告を踏まえ、事業・活動の改善や新たな事業・活動に取り組む。		「土壌環境センターの事業・活動の在り方に関する懇談会」の報告の方向性を令和 7 年度事業計画及び予算の基本方針に盛り込むとともに、報告書に盛り込まれたいくつかの事業・活動の改善や新たな事業・活動の検討・実施に取り組んだ。	○
6 電力使用量及びコピー用紙使用量について、中期目標に定めた令和 7 年度の目標値に向けそれらの削減に努めるとともに、上水使用量の削減に努める。	電力使用量 目標 25,294kWh (同程度(極力これを下回る))	26,052kWh (目標の 103%) 令和 7 年の夏が猛暑で期間も長かったため冷房用の電力使用が増加した。しかし、会議やセミナーへの WEB での参加者が定着し、センターでもエアコンによる温度設定の管理や消灯をこまめに行うなどの節電に努めたこともあり、増加は目標値の 3%にとどまり、「目標値と同程度(極力これを下回る)」との目標は達成したとみなした。	○

環境目標		実績	評価
	コピー用紙 使用量 目標 783kg (同程度(極力これを下回る))	594kg (目標の 76%) コロナ禍が収まってきて、出勤者はコロナ前に戻り、センター会議室での会議への参加者も増えたきたが、画面共有での会議の実施によりコピー配付を不要とする参加者が増え、職員もコピー用紙使用量の削減に努めたこともあって、目標値を大幅に下回って達成することができた。	○
7 廃棄物の発生量を抑制するための取組を行う。また、紙類等のリサイクルを促進する	廃棄物の発生量の抑制	千代田区の事業所古紙リサイクル「ちよだエコ・オフィス町内会」と契約し、1,040kgの再生紙、新聞紙、雑誌等の分別収集リサイクルを実施し、廃棄物を減量化した。なお、令和7年度は文書溶解リサイクル処理を行った紙類はなかった。	○
8 購入する文具品及び購入またはリースする事務用機器のうちグリーン対象商品があるものについては、特別の理由がある場合を除き全量グリーン化する。また、作成する報告書等については、再生紙等グリーンな紙を使える場合は必ず使用する。	グリーン購入(文具品) 目標 100%	100% (27 件中 27 件でグリーン購入)	○
	グリーン購入(事務用機器) 目標 100%	100% (1 件中 1 件でグリーン購入)	○
	報告書等に再生紙等グリーンな紙を使用 目標 100%	100% (13 件中 13 件で再生紙を使用)	○
9 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守する。		事業活動に関連する環境関連の法規を遵守した。(詳細は後述)	○
10 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画を職員へ周知する。		年度当初に説明会を開き職員に説明するとともに、定期的な教育訓練・進捗報告を行った。	○

(3)環境への負荷量

○二酸化炭素発生量

センターの使用するエネルギーはすべて電力です。基準年の平成 4・5 年度及び令和 3 年度以降の直近 5 年間の電力使用量及びそれに伴う二酸化炭素発生量は次のようになっています。

項目	令 5・6 年度 (基準年)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
電力使用量 (kWh)	25, 294	28, 389	25, 229	25, 332	24, 938	26, 052
排出係数 (kg-CO2/kWh)	0. 453	0. 453	0. 453	0. 453	0. 453	0. 453
二酸化炭素量排出量 (kg-CO2)	16, 690	8, 428	9, 198	8, 174	8, 208	8, 080

(注) 排出係数には令和 6 年度の電力購入先である UNIVERSTY(株)の令和 6 年 7 月の値を使用しました。

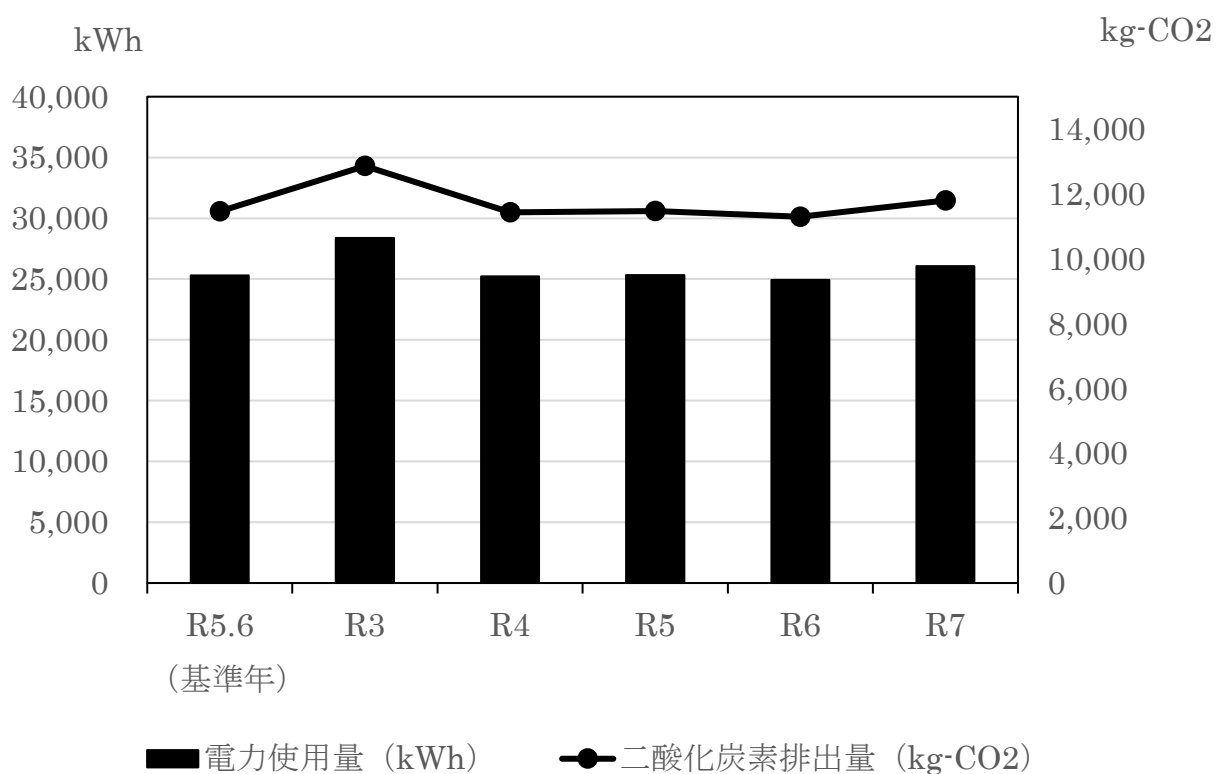
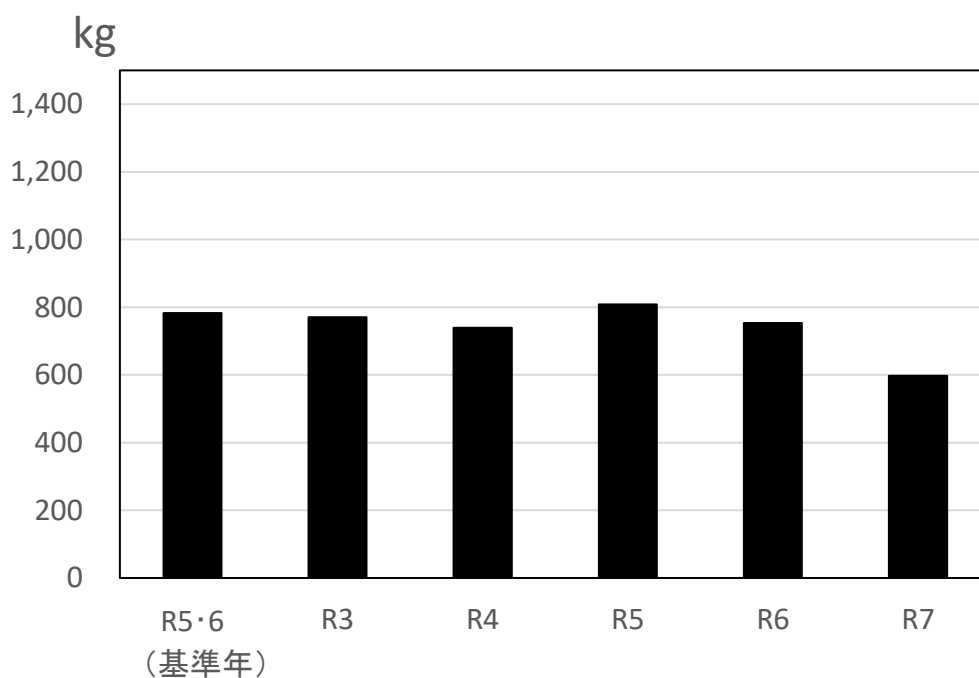


図 1 電力使用量及び二酸化炭素排出量の推移

○コピー用紙使用量

センターにおいて目標を設定しているもう一つの環境負荷はコピー用紙使用量です。基準年の令和 5・6 年度及び令和 3 年度以降の直近 5 年間のコピー用紙使用量は次のようになっています。

項目	令和 5・6 年度 (基準年)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
コピー用紙使用量 (kg)	783	771	739	808	754	597



■コピー用紙使用量

図 2 コピー用紙使用量の推移

4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価及び次年度の取組内容

(1) 環境経営計画とその実績・取組結果

「ガイドライン 2017 年版 環境への取組の自己チェック表」を用い、各職員に以下の取組を求め、毎月各職員から取組結果の報告を受けてとりまとめました。総合結果でみると、令和 7 年度は 99.1%（190.3 点／満点 192 点）と、前年度より上昇し、高い水準となりました。

取組項目	具体的な取組	重要度	取組結果	
			令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
電力使用量の削減	事務室の照明は、昼休み、残業時など、不必要な時は消灯している	3	○	○
	ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレなど、照明は普段は消灯し、使用時のみ点灯している	3	○	○
	夜間、休日は、パソコン、プリンターなどの主電源を切っている	3	○	○
	体力に応じ、エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	3	○	○
	空調の適温化（目標：冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）に努めている	3	○	○
	残業を極力減らし、照明、空調等の電力使用が増加しないよう努めている。	3	○	○
	夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着（ウォームビズ）など服装の工夫をして、冷暖房の使用を抑えている	3	○	○
	空調を必要な区域や時間に限定して使用している	3	○	○
	パソコン、コピー機などの OA 機器は、省電力設定にしている	3	○	○
	ブラインドやカーテンの利用などにより、熱の出入りを調節している	3	○	○
コピー用紙使用量の削減	コピー機、パソコン、プリンターなどの OA 機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している	3	○	○
	会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる	3	○	○
	打合せや会議の資料などについては、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる	3	○	○

取組項目	具体的な取組	重 要 度	取組結果	
			令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
	印刷物を作成する場合は、試し刷りを極力減らすとともに、部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している	3	○	○
	両面、集約などの機能を活用した印刷及びコピーを徹底している	3	○	○
	使用済み用紙、ポスター、カレンダーなどの裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している	3	○	○
	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤りなどのミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている	3	○	○
	社内 LAN、データベースなどの利用による文書の電子化に取り組んでいる（R7 年度：センターの古い保管文書の電子化を進める）	3	○	△
上水使用量の削減	手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している	3	○	○
廃棄物の発生量の抑制	分別廃棄の徹底をしている	3	○	○
	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当など）の使用や購入を抑制している	3	○	○
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理などにより、製品などの長期使用を進めている	3	○	○
	コピー機、パソコン、プリンターなどについて、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入している	3	○	○
リサイクルの促進	シュレッダーの使用を機密文書などに限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている	3	○	○
	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池などについて、分別回収ボックスの適正配置などにより、ごみの分別を徹底している	3	○	○
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルを図っている	3	○	○
グリーン購入	環境ラベル認定などの製品を優先的に購入している	3	○	○

取組項目	具体的な取組	重要度	取組結果	
			令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
	コピー用紙、印刷物、パンフレット、名刺などの紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図っている	3	○	○
	省エネルギー基準適合製品を購入している	3	○	○
製品の環境配慮	報告書、販売図書、パンフレットなどの作成に当たり、再生紙を利用している	3	○	○
環境コミュニケーション	ウェブサイト上で環境に関する情報を提供している	2	○	○
	外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている	2	○	○
社会貢献	環境に関する基金・団体を支援している	1	○	○
	環境に関する研究や活動を行っているサークルなどに対する支援、又は協働を行っている	1	○	○
総合結果			○	○
			190. 3/192 (99. 1%)	187. 2/192 (97. 5%)

(調査・とりまとめ方法)

毎月、各職員から、各取組について、既に取り組んでいるときは「2」、さらに取組が必要なきときは「1」、取り組んでいないときは「0」と報告してもらい、これを取組ごとに平均して、1.5（達成度 75%）以上のときは○、0.5（達成度 25%）以上のときは△、0.5（達成度 25%）より小さいときは×と表示しています。

また、最下欄の総合結果については、各取組事項の点数に重要度の数値を掛けて合計した総合点数を満点 192 点と比較して表示し、その達成度が 75%以上のときは○、25%以上のときは△と表示しています。

(2) 評価及び次年度の取組内容

(1)の結果のとおり、令和 5 年度の環境への取組の自己チェックリストによる全職員の全項目の取組結果は、192 満点中 190.3 点（99.1%）となり、令和 6 年度の 192 満点中 187.2 点（97.5%）より上昇し、高い水準でした。

期間中、電力使用量の削減、廃棄物の発生量の抑制、リサイクルの促進等に関し、教育・訓練の際に必ず言及するとともに、以下のような問題点の是正を行いました。

- ・裏白の紙がリサイクルボックスに入れられていることが多く、試し刷りやメモ用紙への再利用が可能と思われたが、裏白の紙の回収場所が机の引き出しの中であり、わかりにくかった。このため、リサイクルボックスの上に裏白の紙を回収する箱を

設置し、リサイクル時に分けて回収しやすくするとともに、回収と再利用を呼び掛けた。(写真参照)

これらを含め、次年度も電力使用量の削減、廃棄物の発生量の抑制、リサイクルの促進等の取組を一層推進していきたいと考えています。

これまで、「△」になることが多かった「社内 LAN、データベース等の利用による文書の電子化に取り組んでいる」については、令和 4 年の更新審査において、「現状に対して求めている姿について明確にして、その目標に向けての改善活動に取り組む」方法がよいのではないかと指摘を受け、令和 7 年度については「センターの古い保管文書の電子化を進める」を具体的な目標として掲げ、これを達成することができました。令和 8 年度は関連する別の具体的な取組を設定して、文書の電子化を着実に進めたいと考えています。



リサイクルボックスの上に置いた裏白の紙の回収箱

5 実施体制の評価及び見直し

エコアクションの実施体制については、p3 に示すように、委員会等の活動について各担当部会長・事務局長がとりまとめを行いつつ、センター事務局全体の活動について環境管理事務局がとりまとめ、環境管理統括責任者及び環境管理責任者が全体を管轄しました。センターの業務そのものが環境保全に資するものであるという性格上、この体制が最も機能すると考えられ、令和 8 年度も、人事異動に対応する担当職員の交代はあるものの、基本的には維持する予定です。

6 次年度の環境経営目標

これまでの取組状況を踏まえ、令和 8 年度の環境経営目標は以下に示すとおり設定しています。

(1) 環境経営目標／中期目標（令和 7～11 年度）

項 目		基準年度	目 標				
		令和 5・6 年度（平 均値）	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和 10 年度	令和 11 年度
CO2 排 出量の 削減	電力使用量 の削減		基準年度と同程度（極力これを下回る）				
		25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh	25, 294kWh
資源使 用量の 削減	コピー用紙 使用量の削 減		基準年度と同程度（極力これを下回る）				
		783kg	783kg	783kg	783kg	783kg	783kg
グリー ン購入 等	文具品	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	事務用機器	100%	100%	100%	100%	100%	100%
報告書 等	再生紙等グ リーンな紙 を使用	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 環境経営目標／令和 8 年度

- 「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」をとりまとめ公表する。
- 土壌・地下水汚染対策に係る技術等について、技術委員会のもとで以下の部会・分科会が調査・検討を行い、取りまとめ、その成果をセンター会員又は一般に公表する。また、それらの後継又は新規の部会・分科会における調査・検討を開始する。
 - ・ PFOS 等およびその前駆体を対象にした土壌・地下水汚染の挙動評価に関する検討部会
 - ・ 土壌・地下水汚染に関する合理的な対応方法の活用および普及検討部会
 - ・ ISO/TC190 検討部会
 - ・ 土壌汚染の除去等の措置の適用可能性試験に関する調査・検討部会（第 2 期）

- ・技術実態集計分科会
 - ・技術標準化分科会
- 3 土壌・地下水汚染対策に関する知識の普及を以下のとおり進める。
 - ・各種セミナー及び展示会を開催する。
 - ・「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の事務局を務め、開催する。
 - ・上記のセミナー、展示会、研究集会及びその他の知識の普及については、必要に応じて他機関と協力して進める。
 - ・上記のセミナー、展示会及び研究集会については環境に配慮しつつ実施する。
 - 4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を以下のとおり実施する。
 - ・土壌環境監理士：資格認定試験
 - ・土壌環境保全士：講習・認定試験及び資格更新のためのリフレッシュ講習
 - ・土壌環境リスク管理者：講習・認定試験及び知識・技能水準向上のためのレベルアップ講習
 - ・上記の講習・認定試験については環境に配慮しつつ実施する。
 - 5 令和 5 年に取りまとめられた「土壌環境センターの今後の事業・活動の在り方について」の懇談会報告も踏まえ、事業・活動の改善や新たな事業・活動に取り組む。
 - 6 電力使用量及びコピー用紙使用量について、中期目標に定めた令和 8 年度の目標値に向けそれらの削減に努めるとともに、上水使用量の削減に努める。
 - 7 廃棄物の発生量を抑制するための取組を行う。また、紙類等のリサイクルを促進する。
 - 8 購入する文具品及び購入又はリースする事務用機器のうちグリーン対象商品があるものについては、特別の理由がある場合を除き全量グリーン化する。また、作成する報告書等については、再生紙等グリーンな紙を使える場合は必ず使用する。
 - 9 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守する。
 - 10 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画を職員へ周知する。

7 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無等

(1) 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果

センターに適用されている環境関連法規等について、令和 7 年度における遵守状況の確認結果及び評価の結果は次の表のとおりです。

法令の名称	適用される要求事項	遵守状況の確認	評価
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	物品を購入、借り受ける場合は、できる限り環境物品等を選択するよう努める。	文具品及び事務用機器のグリーン対象品の購入率は 100%であった。また、事務用機器のリースに関しても継続してグリーン対象品を 100%使用した。	○
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	事業活動に関し環境情報の提供に努める。 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供に努める。	EA21 による環境経営レポートは作成後公表し、センターのホームページにも掲載した。 期間中作成した報告書等についてはすべて再生紙を使用し該当するマークを表示した。	○
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	事業活動に関し温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるよう努める。	電力使用量を削減するなど、二酸化炭素の排出抑制に努めた。	○
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	製品をなるべく長期に使用し、再生資源等の利用を促進する。国・地方公共団体及び事業者が行う措置に協力する。	千代田区が行うリサイクル活動「ちよだエコ・オフィス町内会」に参加し、紙類のリサイクルに努めた。また、片面印刷の紙を再利用する取組を継続した。令和 7 年度はパソコンの廃棄はなかった。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。 国及び地方公共団体の施策に協力する。	事務室で発生した廃棄物は職員が分別し、清掃業者に委託して適切に処理した。また、前述のとおり紙類のリサイクル・再利用に努めた。さらに、後述のとおり、EA21 に基づく活動等を通じて都条例・区条例に基づく施策に協力した。	○

法令の名称	適用される要求事項	遵守状況の確認	評価
消防法	防火管理者を定め、必要な業務を行なわせる。防火管理者を定めたときは所轄消防署長に届け出る。	防火管理者が自主検査を実施した。また、職員が避難経路を確認した。	○
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）	事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う施策に協力する。 環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、環境への負荷の状況について把握する。	EA21の活動を通じ、環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、必要な管理体制の整備に努め、環境への負荷の状況を把握した。	○
千代田区生活環境条例	事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努める。 前項の責務について、従業員等その事業活動等に従事する者に周知する。 この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力する。	EA21の活動を通じ、安全で快適なまちの実現に資するよう努めるとともに、責務等について職員に周知を図った。	○

※ 上記のほか、遵守義務はありませんが、センターの業務内容が「環境基本法」（土壌の汚染に係る環境基準）、「土壌汚染対策法」及び「水質汚濁防止法」と関連しています。

(2) 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等に対する違反はありませんでした。また、環境に関連した訴訟等もありませんでした。

(3) 外部からの苦情等の受付状況

外部からの苦情等の受付はありませんでした。

8 会長の全体評価と見直しの結果

(1) 会長の全体評価

令和 7 年度は第 4 期中期計画の初年度であり、新型コロナウイルスの感染も収まってきてコロナ前の活動状況に戻る一方で、オンラインの会議システム等を適切に活用しながら、対面・ハイブリッド・オンラインを使い分けて会議・行事を実施し、すべての事業を概ね計画どおり実施できました。事務局の職員及び委員会関係者が努力した結果と評価しています。

環境目標別にみると、「電力使用量」は目標値の 103%、「コピー用紙使用量」は目標値の 76%であり、いずれも「基準年度（令和 5・6 年度平均値）と同程度（極力これを下回る）」とする目標は達成したと考えています。電力使用量については、令和 7 年の夏が猛暑の中で、職員の節電等の努力によって上昇率を「基準年度と同程度」と言えるまで抑えることができたと考えます。また、コピー用紙使用量は基準年度と比較して大幅に減少しており、電子ファイル共有への移行が進展したと考えられます。さらに、文具品及び事務用機器のグリーン化並びに報告書等のグリーン化については、いずれも 100%実施を達成することができました。イベントの開催時においても適切な環境配慮が行われたと思います。

オンラインやハイブリッド型の会議・行事が定着する中で、コピーの使用が以前の水準に戻ることはないと予想される一方で、事業活動の活発化に伴う電力やコピーの使用の増加、猛暑に伴う電力使用量の増加も見込まれますので、電力使用量やコピー用紙使用量については、意識的に節電・省資源に努めて下さい。また、指摘を受けるなどにより是正した事項は今後も継続するとともに、引き続き環境法令を遵守し、環境負荷の削減に努めながら、環境保全に資する各種事業を進めて下さい。さらに、実施体制については、基本的な体制を維持しつつ、効果的な職員配置を検討して下さい。

(2) 見直しの結果

- ・「課題とチャンス」については、令和 7 年 3 月に最近の動向を踏まえて一部を更新した。「環境経営方針」については、センターの活動の内容等に特段の変更がなく問題が生じていなかったため、これまでのものを踏襲しました。
- ・令和 5 年 8 月に受けたエコアクション 21 の中間審査において、環境経営目標のうち電力使用量及びコピー用紙使用量については、最近の動向を踏まえて意味のあるものとするよう見直すべきであるとの指摘がなされ、それを受けて令和 8 年 3 月に、この趣旨を踏まえた実態に近いものとして、電力使用量とコピー用紙使用量について、「基準年度（令和 5～6 年度）と同程度（極力これを下回る）」を各年度の目標として設定しました。初年度の令和 7 年度は、目標値に対して、電力使用量は猛暑の影響もあって 103%、コピー用紙使用量は 76%となりましたが、電力使用量も増加が 5%未満であり、「目標値と同程度」と判断し、いずれも目標は達成したと考えます。電力使用量については、今後も猛暑が続けば増加傾向になると考えられますが、温

度・時間・場所の管理を徹底し、エアコンを効率的に使うようにしたいと思います。
また、コピー用紙については引き続き電子ファイルによる共有の促進等による使用量の抑制に努めます。これらにより、令和 8 年度以降も、「基準年度（令和 5～6 年度）と同程度（極力これを下回る）」とする中間目標を達成できるよう努力したいと思います。

- ・文具品及び事務用機器のグリーン化並びに報告書等のグリーン化については、令和 7 年度についてはいずれも 100%実施を達成しました。令和 7 年度から始まった第 4 期中期計画においても、引き続き達成度 100%を目指すことにします。
- ・令和 7 年度の環境経営目標のうちセンターの各事業については、対面、オンライン、ハイブリッドを使い分けて行事や会議を行い、予定していた事業を目標どおり実施することができました。セミナー、研究集会、講習、認定試験等、対面又はハイブリッドで行うイベントについては、環境に配慮しつつ実施しました。令和 8 年度においても環境に配慮しながら同様の事業を実施する予定です。
- ・令和 6 年 8 月に受けたエコアクション 21 の更新審査において審査員から受けた指摘を踏まえ、環境経営目標との見直しに加えて、実施体制の見直しを行いました。人事異動に伴う担当職員の交代以外は、基本的に現状を維持することとしました。実施体制については今後とも必要な見直しを定期的に行っていきます。
- ・新型コロナウイルスの感染は収まってきましたが、今後も、基本的な感染防止対策は継続しつつ、オンラインも適宜活用しながら、より活発な事業・活動を行っていききたいと思います。
- ・審査員の指摘等を踏まえ是正した事項については、今後も継続していきます。
- ・引き続き、環境関連法規の遵守に努めます。
- ・引き続き、環境経営方針等の職員への周知に努めます。